

小規模貯水槽水道の管理について

小規模貯水槽水道の設置者は、京都府小規模貯水槽水道衛生管理指導要領で管理の基準が定められており、簡易専用水道に準じた管理に努めてください。

京都府小規模貯水槽水道衛生管理指導要領	
施設の管理	水槽の定期的（年1回）な清掃、施設の点検と改善など、簡易専用水道に準じた管理をお願いします。また、厚生労働大臣指定検査機関による定期検査もできるだけ受検してください。
水質検査	給水栓における水の色、濁り、におい、味及び残留塩素の有無について異常がないかどうか水質の点検をお願いします。また、万一、水に異常があった場合には必要な水質項目について検査を行ってください。

検査機関は

名称：社団法人 京都微生物研究所

所在地：京都市山科区北花山久保町16-2

TEL (075)593-3320 FAX (075)501-7110

名称：社団法人 京都保健衛生協会

所在地：京都市南区西九条西柳ノ内町28-2

TEL (075)681-1727 FAX (075)662-1712